

主 な 内 容

第5回繊維産業技能実習事業協議会開催／外国人技能実習に係る委員会開催／第123回
繊維通商問題委員会開催／平成30年度第一次補正予算案成立／冬季省エネルギー対策
について／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●第5回繊維産業技能実習事業協議会開催

10月11日(木)、経済産業省において標記の協議会が開催された。第4回に定められた繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組みについて、そのフォローアップとして同協議会事務局のその後の対応と一部繊維団体の取組み状況が報告された。

第4回会合後の協議会事務局の対応は以下の通り。

- ①平成30年6月19日、繊維産業技能実習事業協議会として「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定。
- ②同年6月20日、経産省製造産業局長、及び日本繊維産業連盟会長の連名による協力依頼の発出
- ③併せて、以下の団体に対し、団体会員内への周知について協力要請を実施。
 - ・(一社)日本専門店協会
 - ・日本チェーンストア協会
 - ・日本百貨店協会
 - ・全国中小企業団体中央会

●外国人技能実習に係る委員会開催

10月15日(月)、綿業会館(大阪)において綿工連正副会長による「技能実習適正化推進委員会」及び「取引適正化推進委員会」を開催した。これは経済産業省と日本繊維産業連盟から協力要請のあった「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施のための取組み」として、技能実習制度の適正な実施等を工連として取組みを行っていくもの。

●第123回繊維通商問題委員会開催

10月29日(月)、繊維産連の第123回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-8月期、2018年8月・繊維産連説明)、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)EPA産業協力の現状について説明と意見交換があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-8月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	584,275	102.8	5,350	105.3
輸入	2,755,233	104.6	25,197	107.2

①2018年8月単月に関しては、輸出は円ベースで71,761百万円(前年同月比103.3%)、輸入は円ベースで425,623百万円(前年同月比104.8%)。

②2018年1-8月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は100.2%、糸類(紡績糸・合繊糸)は102.4%で、うち綿糸は101.3%、毛糸は137.8%、合繊糸は101.1%。織物は99.0%で、うち綿織物は94.2%、毛織物は109.4%、合繊織物は99.3%。二次製品は106.4%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は108.1%、糸類(紡績糸・合繊糸)は103.8%で、うち綿糸は100.0%、毛糸は110.1%、合繊糸は105.5%。織物は103.3%で、うち綿織物は102.5%、毛織物は107.4%、合繊織物は103.7%。二次製品は104.6%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-8月累計)

I.2018年1-8月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは103.0%、欧州107.4%。

II.アジアにおいては中国が101.8%。シェアは29.9(前年同期比-0.3ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが108.1%、ミャンマー120.9%、ベトナム107.8%。アセアン全体では106.0%、シェアは25.2%(前年同期比+0.8ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアは98.2%と減少傾向が続く。アセアン以外では、パキスタン129.2%、前年同期に減少したバングラデシュが116.4%と好調、インド115.5%と引き続き伸長。台湾は99.5%。欧州ではイギリスが108.4%、フランス103.9%、ドイツが112.2%、イタリア111.7%。

III.米州は107.1%、シェアは10.7%で前年同期比+0.5ポイント。

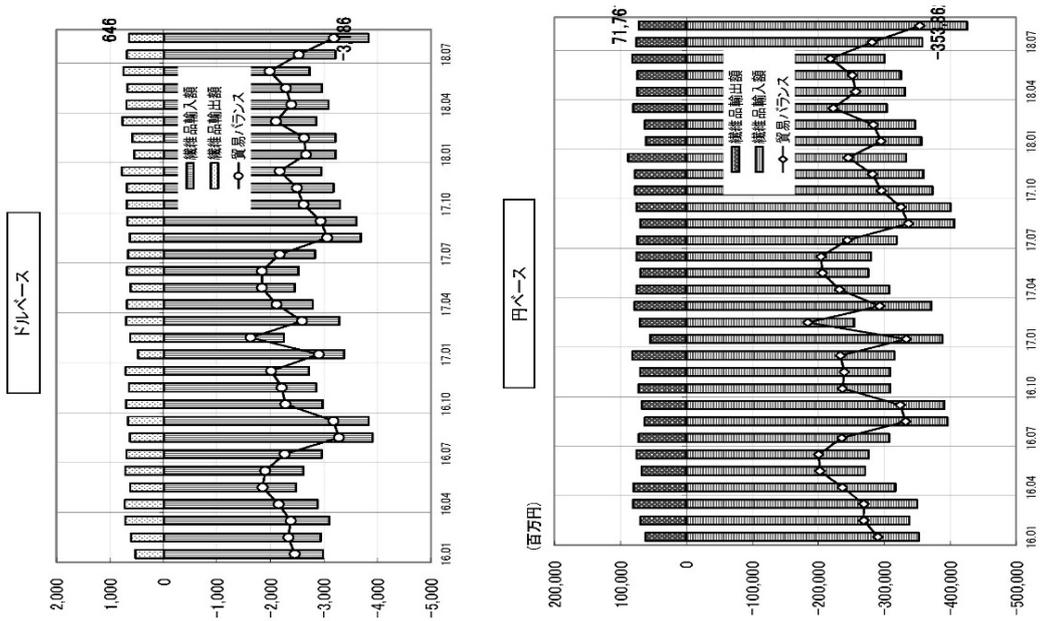
②輸入(2018年1-8月累計)

I.2018年1-8月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が104.5%、米州101.3%、欧州108.3%。



II.アジアでは中国が99.5%。シェアは56.6%(前年同期比-2.9ポイント)と引き続き減少。
 III.アセアン全体では114.9%。主要国はベトナム119.1%、インドネシア110.5%、カンボジアが118.6%、マレーシアが107.0%、ミャンマー119.1%、インド107.9%、タイ105.2%と伸びている。アセアンのシェアは26.4%(前年同期比+2.4ポイント)と安定している。ベトナムのシェアは12.3%(前年同期比+1.4ポイント)と堅調。アセアン以外ではパキスタン121.0%、バングラデシュは122.1%、インド107.9%、台湾104.2%、イギリス108.7%、フランス106.6%、イタリア106.8%、アフリカ100.3%。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		本拠率
	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	
16.01	524.9	62,064	352,300	2,979.3	-2,454.4	-290,236	118.25
16.02	602.3	69,273	338,156	2,940.0	-2,337.7	-268,883	115.02
16.03	716.5	81,013	350,138	3,096.6	-2,380.1	-269,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	2,881.0	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	2,70,494	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	2,76,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	683.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	106.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,665	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	685.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	75,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110.03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111.37
18.08	646.1	71,761	3,832.4	425,623	-3,186.2	-353,862	111.06
18.01-08	5,350.3	584,275	25,196.4	2,755,233	-19,846.1	-2,170,958	
前年同期比	5,078.6	568,488	23,222.0	2,601,666	-18,143.5	-2,033,178	
前年同期比	271.7	15,787	1,974.3	153,567	-1,703	-137,780	
	105.3%		102.8%	108.5%	105.9%	109.4%	106.6%



繊維品輸出総括表8月実績、1-8月対比

品目	単位	2017年1~8月			2018年1~8月			前年同期比(%)			2018年8月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	333,696	611,462	68,464	316,047	628,466	68,631	94.7	102.8	100.2	35,788	80,179	8,905	90.6	101.5	102.6
合繊短繊維	トン	123,496	459,767	51,473	121,593	496,105	54,178	98.5	107.9	105.3	15,082	65,452	7,269	100.0	109.1	110.3
セルロース短繊維	トン	13,216	59,856	6,705	9,877	44,593	4,868	74.7	74.5	72.6	1,175	4,993	554	60.2	56.7	57.2
糸類	トン	87,495	718,026	80,391	87,533	754,128	82,333	100.0	105.0	102.4	10,245	89,529	9,943	95.0	96.8	97.8
毛糸	トン	251	7,661	855	297	10,751	1,178	118.4	140.3	137.8	43	1,440	160	100.0	109.4	110.3
綿糸	トン	2,287	14,850	1,665	2,168	15,495	1,686	94.8	104.3	101.3	177	1,295	144	80.8	83.2	84.2
合繊糸	トン	72,962	529,254	59,251	72,615	548,645	59,898	99.5	103.7	101.1	8,536	65,144	7,235	92.2	92.5	93.5
セルロース繊維糸	トン	8,314	103,712	11,620	8,539	113,485	12,390	102.7	109.4	106.6	1,028	13,501	1,499	115.0	119.5	120.7
織物類	千㎡	530,338	1,571,911	175,945	531,249	1,594,870	174,130	100.2	101.5	99.0	59,122	181,784	20,189	101.8	100.5	101.5
綿織物	千㎡	75,565	288,262	32,257	71,097	278,484	30,375	94.1	96.6	94.2	7,133	27,837	3,092	83.3	82.2	83.0
絹織物	千㎡	3,226	33,724	3,775	3,211	30,976	3,378	99.5	91.9	89.5	352	3,178	353	99.2	81.7	82.7
毛織物	千㎡	12,649	120,185	13,420	12,807	133,649	14,677	101.2	111.2	109.4	2,002	22,948	2,549	108.7	113.1	114.3
合繊織物	千㎡	362,600	854,553	95,677	373,200	870,179	94,962	102.9	101.8	99.3	40,853	94,434	10,488	105.0	103.1	104.1
セルロース繊維織物	千㎡	33,539	141,721	15,864	32,163	145,011	15,824	95.9	102.3	99.7	3,919	16,887	1,876	109.6	106.1	107.2
二次製品	トン	120,214	2,177,150	243,689	128,278	2,372,788	259,181	106.7	109.0	106.4	15,127	294,652	32,724	103.4	105.4	106.5
衣類	トン	2,620	369,908	41,431	2,753	414,071	45,269	105.1	111.9	109.3	395	59,546	6,613	100.8	105.8	106.9
その他	トン	117,594	1,807,242	202,258	125,525	1,958,717	213,911	106.7	108.4	105.8	14,732	235,106	26,111	103.5	105.2	106.3
総計	トン	616,314	5,078,550	568,489	606,072	5,350,251	584,275	98.3	105.3	102.8	69,327	646,144	71,781	94.2	102.2	103.3

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5804),65,7019,12,7019,19,2000,7019,19900,7019,40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表8月実績、1-8月対比

品目	単位	2017年1~8月			2018年1~8月			前年同期比(%)			2018年8月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	194,764	431,117	48,302	200,293	477,792	52,217	102.8	110.8	108.1	22,454	57,895	6,408	89.6	99.6	100.7
まゆ・生糸	トン	395	19,038	2,134	366	20,077	2,198	92.5	105.5	103.0	40	2,349	261	57.1	68.3	69.0
羊毛等	トン	8,332	86,651	9,716	7,897	100,602	10,993	94.8	116.1	113.1	938	13,333	1,481	96.9	138.8	140.2
綿花	トン	73,001	117,094	13,119	70,029	114,838	12,547	95.9	98.1	95.6	7,430	12,786	1,420	87.5	78.4	79.2
合繊短繊維	トン	52,622	107,102	11,996	58,205	128,077	14,004	110.6	119.6	116.7	6,688	15,599	1,732	95.3	109.7	110.8
セルロース短繊維	トン	9,986	23,699	2,651	11,188	26,687	2,915	112.0	112.6	110.0	1,422	3,359	373	88.3	90.3	91.2
糸類	トン	197,519	791,793	88,697	200,106	841,818	92,080	101.3	106.3	103.8	25,020	107,057	11,890	94.9	100.0	101.0
毛糸	トン	4,550	92,183	10,330	4,553	104,003	11,376	100.1	112.8	110.1	527	11,929	1,325	109.3	126.9	128.1
絹糸	トン	844	43,564	4,881	762	45,189	4,934	90.2	103.7	101.1	85	4,768	530	78.0	77.6	78.4
綿糸	トン	38,846	154,561	17,319	38,746	158,304	17,327	99.7	102.4	100.0	5,335	21,945	2,437	108.3	109.2	110.3
合繊糸	トン	138,369	427,626	47,887	141,616	461,855	50,507	102.3	108.0	105.5	17,193	58,092	6,452	91.6	94.9	95.9
セルロース糸	トン	10,367	49,100	5,503	9,977	47,409	5,185	96.2	96.6	94.2	1,184	5,735	637	84.8	90.3	91.3
織物類	千㎡	607,951	889,759	99,653	636,438	940,801	102,893	104.7	105.7	103.3	83,254	114,955	12,787	107.4	99.3	100.3
綿織物	千㎡	168,219	167,726	18,791	172,018	176,195	19,270	102.3	105.0	102.5	20,748	22,363	2,484	95.5	104.3	105.3
絹織物	千㎡	3,337	29,557	3,311	2,848	30,846	3,377	85.3	104.4	102.0	359	3,557	395	90.4	105.9	107.0
毛織物	千㎡	13,420	118,189	13,205	12,670	129,538	14,185	94.4	109.6	107.4	1,397	13,880	1,541	88.2	97.6	98.7
合繊織物	千㎡	350,972	375,324	42,049	372,264	398,878	43,621	106.1	106.3	103.7	51,221	52,388	5,818	117.5	103.7	104.8
セルロース織物	千㎡	50,774	31,325	3,511	55,126	35,491	3,882	108.6	113.3	110.6	6,935	3,466	385	87.6	86.6	87.5
二次製品	トン	1,279,031	21,396,864	2,397,037	1,337,231	22,935,955	2,508,042	104.6	107.2	104.6	199,227	3,552,667	394,559	100.9	104.1	105.2
衣類	トン	671,981	17,705,419	1,983,548	709,623	19,058,542	2,084,160	105.6	107.6	105.1	115,908	3,037,181	337,309	103.1	104.8	105.9
その他	トン	607,051	3,691,444	413,490	627,608	3,877,413	423,883	103.4	105.0	102.5	83,318	515,486	57,250	97.9	99.9	101.0
総計	トン	1,806,135	23,509,533	2,633,689	1,874,300	25,196,365	2,755,233	103.8	107.2	104.6	263,871	3,832,373	425,623	96.7	103.7	104.8

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5804),65,7019,12,7019,19,9090,7019,40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●平成30年度第一次補正予算案成立

10月15日(月)、平成30年度の第一次補正予算案が閣議決定された。

この予算は相次いだ自然災害からの復旧、復興の事業費を中心として総額9,356億円が計上された。

内訳は以下の通り。

(1) 平成30年7月豪雨への対応	5,034億円
(2) 平成30年北海道胆振東部地震への対応	1,188億円
(3) 台風第21号、大阪北部地震等への対応	1,053億円

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」)

平成30年度補正予算案額 **314.0億円**

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により特に大きな被害を受けた地域(岡山県、広島県、愛媛県)を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の3/4(うち国が1/2、県が1/4)または1/2(うち国が1/3、県が1/6)を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助します(補助率は上記と同様)。これらにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支え、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

1. 対象者
中小企業等グループに参加する構成員(商店街振興組合、まちづくり会社等を含む)

2. 対象経費
施設費、設備費等(資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む)

3. 補助率
中小企業者・中小企業事業協同組合等 : 3/4(国1/2、県1/4)
上記以外(中堅企業等) : 1/2(国1/3、県1/6)

補助の流れ

国(事業費の1/2) → 補助 → 県(事業費の3/4) → 補助 → 中小企業等グループ

※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資(無利子)の利用が可能です。
※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても適及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

1. 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画(自らの施設復旧に要する経費(資材・工事費等)を積算したものを含む)を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等)に要する費用も補助します。

2. 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備

倒壊した工場・施設等の復旧支援 → 共同店舗の設置支援

補助の流れ

中小企業等グループ → 復興事業計画の認定申請 → 県 → 計画認定後 → 中小企業等グループの構成員 → 補助金交付申請 → 県

被災地域販路開拓支援事業 (小規模事業者「持続化補助金」)

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

平成30年度補正予算案額 **40.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 平成30年7月豪雨等により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、販路の開拓などに取り組み、事業再建を目指すことが必要です。
- そのため、今般の災害の被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む事業再建を支援します。また、商店街支援の一環として商店街内の小規模事業者が連携して行う販路開拓に向けた取組についても支援します。

成果目標

- 被災した事業者の販路開拓等を支援し、約2,500者の事業再建を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

※交付決定前に実施した事業にも適及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 被災した小規模事業者の事業再建を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用を支援します。

対象経費：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費
※最大10者まで共同申請可能。(補助上限額×申請者数)

事業イメージ

【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。

【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。

平成30年7月豪雨特別貸付

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

平成30年度補正予算案額 **303.0億円** <うち財務省計上 200.0億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ (30.8.2)」により講じている中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を引き続き実施するため、日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。
- 平成30年7月豪雨により直接被害・間接被害(風評被害を含む)を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を創設。事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資をします。

成果目標

- 被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

事業イメージ

対象事業者

- ① 災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた事業者(被害証明書が必要)
- ② 直接被害事業者と直接取引があり業況が悪化している事業者
- ③ 風評被害による影響を受けた事業者

支援内容

- ① 直接被害事業者
金利：基準利率(災害)から▲0.9%金利引き下げ
(▲0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円)
※貸出後4年目以降及び限度額を超える分は▲0.5%
貸付限度額：中小事業 3億円(別枠)
国民事業 6,000万円(上乗せ)
- ② 間接被害事業者
金利：基準利率(災害)での貸付
貸付限度額：中小事業 3億円(別枠)
国民事業 6,000万円(上乗せ)
- ③ 風評被害事業者
金利：基準利率での貸付
貸付限度額：中小事業 7.2億円(別枠)
国民事業 4,800万円(別枠)

〔平成30年10月11日現在〕

基準利率(災害)：中小事業1.11%、国民事業1.31%
(担保の有無等に関わらず適用利率は一律)
基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.76%
(担保の有無等によって適用利率は変動)



信用保証による資金繰り対策（平成30年7月豪雨関連）

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

平成30年度補正予算案額 596.0億円 <うち財務省計上 497.0億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により経営の安定に支障が生じている中小企業者・小規模事業者に対して、セーフティネット保証4号及び災害関係保証を通じた資金繰りの円滑化を図り、経営の安定や事業の再建を後押しします。
- このため、信用保証協会の損失の一部を補填するとともに、信用保険を行う日本政策金融公庫の財政基盤を強化することにより、信用保証協会による積極的な保証を促します。

成果目標

- 被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

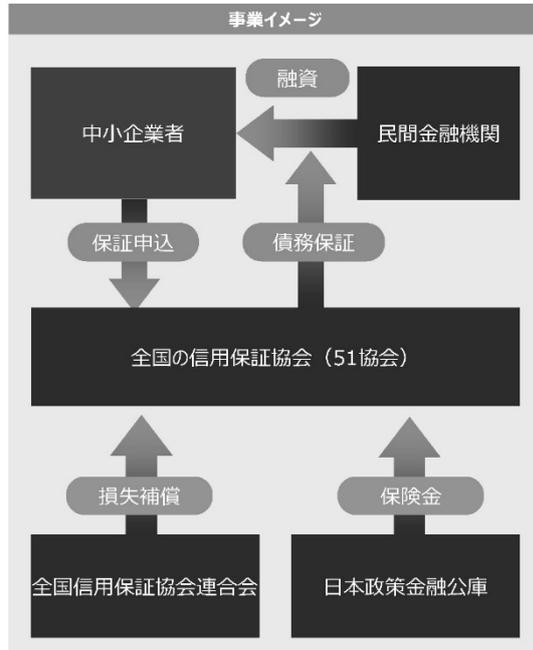
条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（99億円）【経産省計上】 損失補償

国 → 全国信用保証協会連合会 → 信用保証協会 (定額)

出資（497億円）【財務省計上】

国 → 日本政策金融公庫



政府関係金融機関の運営に必要な経費（国民一般向け業務）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036
※計上所管は財務省

- 西日本豪雨災害マル経 平成30年度補正予算案額 5.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 平成30年7月豪雨により、被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、以下の措置を実施します。
 - 貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
 - 貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害▲0.9%、間接被害▲0.5%引下げ

(※)災害により直接又は間接的に被害を受け、かつ、商工会・商工会議所が認定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、①11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に所在する直接被害を受けた小規模事業者、②11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に所在する直接被害を受けた事業者（大企業も含む）に相当程度依存している間接被害を受けた小規模事業者です。

※①直接被害の場合は、罹災証明書が必要です。（状況により事後提出可）
※②間接被害の場合は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要です。

国 → 出資金 → 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業） → 融資 → 小規模事業者

事業イメージ

融資制度のスキーム

```

    graph TD
        MS[小規模事業者] -- ①経営指導 --> TAC[商工会・商工会議所の経営指導員等]
        TAC -- ②融資申込み --> JPCF[株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)]
        JPCF -- ⑥融資 --> MS
        TAC -- ④推薦 --> JPCF
        JPCF -- ⑤審査 --> TAC
        TAC -- ③報告 --> TAC
    
```

※マル経融資については、商工会・商工会議所等において審査会を開き審査を行います。

貸付条件

<災害対応特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：平成30年8月10日現在 0.21%（直接被害）・0.61%（間接被害）※当初3年間
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

※迅速な復興資金の供給を図る観点から、提出書類の簡素化なども実施しています

<本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：平成30年8月10日現在 1.11%（貸付期間、据置期間、担保等は災害対応特枠と同じ）

工業用水道事業費補助金 平成30年度補正予算案額 10.4億円

地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課
03-3501-1677

事業の内容

事業目的・概要

- 工業用水道事業を営む地方公共団体等に対し、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等により被害を受けた工業用水道施設の災害復旧事業に要する費用について、国がその一部を補助することにより、当該工業用水道施設の速やかな復旧を図ることを目的とします。
- 本災害復旧により、受水企業への工業用水の安定供給の確保を図り、企業の継続的な生産活動等を支援します。

成果目標

- 被災した工業用水道施設の復旧を早期に実現し、受水企業への工業用水の安定供給の確保を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 対象施設
 - ・貯水施設 ・取水施設 ・導水施設
 - ・浄水施設 ・送水施設 ・配水施設

事業イメージ

● **工業用水道の概要**

対象施設の災害復旧に要する費用の一部を補助

● **今回の災害による工業用水道の被災状況（平成30年7月豪雨）**

(提供) 広島県

(提供) 広島県呉市

被災した工業用水道施設の復旧 → 安定供給の確保

● 冬季の省エネルギー対策について

11月から3月まで冬季の省エネルギーの取組みを促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議が開催され、10月23日に「冬季の省エネルギーの取組について」が決定された。省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は関係政府機関で構成され、毎年夏季(6月～9月)と冬季(11月～3月)に開催されている。

「冬季の省エネルギー対策」産業界等に対する周知及び協力要請

1. 住宅・ビル等の省エネルギー対応

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、エネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの確な設計及び施工を行うこと。積極的なエコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームに努めること。

住宅、ビル等の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、省エネ性能表示のガイドラインに基づき、エネルギー消費性能を表示するよう努めること[図1]。



[図1] ガイドラインに基づく第三者認証の例



また、ディマンドリスポンスに対応した時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる場合はその活用に努めるとともに、エネルギー管理システム(BEMS・HEMS等)の導入により、ビルの運用方法、住宅の住まい方の改善によるピーク対策及び省エネルギーに努めること。ビル等においては、省エネルギー診断やESCO事業等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法への見直し等により、省エネルギー化を進めること。

②エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づくトップランナー基準の達成状況を示す省エネルギーラベル[図2]、及び米国環境保護庁が定めた国際エネルギースターロゴ[図3]の表示、また政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報[参照1]等を参考としつつ、省エネルギー性能の高い機器の選択に努めること。選択に当たっては、初期投資負担を伴うものの、これが中長期スパンで回収できることに留意すること。特に、家庭用エアコンディショナー、家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫、テレビジョン受信機、蛍光灯器具、電気便座の購入に当たっては、より省エネルギー性能の高い製品を選択する観点から、省エネルギーラベルによるトップランナー基準の達成状況のみならず、統一省エネルギーラベル[図4]による5段階の省エネルギー性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品の選択に努めること。エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者(インターネットによる販売等を行う事業者も含む)は、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ、統一省エネルギーラベルの表示により、省エネルギー性能に関するきめ細かな情報提供に努めること。

[参照1] 資源エネルギー庁(省エネ型製品情報サイト) <https://seihinjyoho.go.jp/>

[図2] 省エネルギーラベル (例)



[図3] 国際エネルギースターロゴ



[図4] 統一省エネルギーラベル (例)



2. 工場・事業場関係について

①工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

以下に掲げる取組の推進を含め、省エネ法に基づく適切なエネルギー管理を実施すること。なお、特定事業者においては、平成28年度から開始した「事業者クラス分け評価制度」によるSABCの評価も踏まえた取組を行うこと。

- ・ 事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。
- ・ 省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。
- ・ 省エネ法の「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」に基づく電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換、電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更など、電気需要平準化に資する措置を実施すること。



[参照]

～事業者クラス分け評価制度～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/classify/

～工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/handanki_jyun30.pdf

～工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針～

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/shishin_kojoyo.pdf

②自主的な省エネルギーの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会傘下の業種をはじめとして、2020年及び2030年に向けた産業界の地球温暖化対策の自主的取組である低炭素社会実行計画を策定している事業者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

同計画について未策定の業種に属する事業者においても、参加する業界団体等と連携して計画の早期策定に努めるとともに、策定に至るまでの間も、使用していないエリアの消灯の徹底や空調における適切な温度管理を含め、自主的・計画的に省エネルギーの取組を徹底して推進すること。

3. 運輸関係について

①運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、それぞれ省エネ法の「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」及び「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

②公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時、並びに休暇におけるレジャー等における移動については、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車(エコカー)の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等)の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用(VICS及びETC2.0サービスの活用等)等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努めること。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

①ISO50001の導入検討

PDCAサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格(ISO50001)の導入を検討すること。

[参照]資源エネルギー庁ホームページ(ISO50001 ポータルサイト)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/iso50001/

②省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直しにより残業を削減等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し省エネルギーに関する知識や技能を身につけ、自ら省エネルギーを実践するための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③地域における各機関の連携等

地域の特性を踏まえた省エネルギーの取組を推進するため、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議などを通じて、各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図ること。

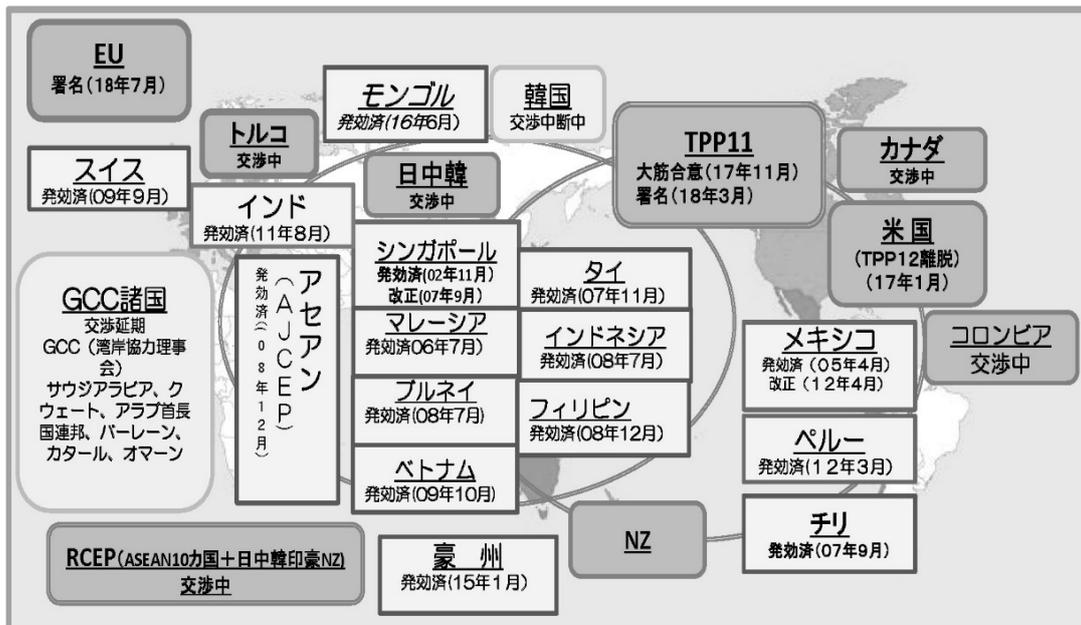


EPA (経済連携協定) / TPP (環太平洋パートナーシップ協定) の動向

●我が国のEPAへの取組状況

我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域): シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等: TPP11(大筋合意)18年3月に署名、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)、日EU(大枠合意、交渉妥結)18年7月に署名
- 交渉中(3カ国、4地域): RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域): 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱: 2017年1月)

EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
シンガポール	◆(1月)	★(11月)					△(3月)	▲(9月)										
メキシコ		◆(11月~)		★(4月)								△(9月)	▲(4月)					
マレーシア			◆(1月~)			★(12月)	★(7月)											
チリ					◆(2月~)	★(3月)	★(9月)											
タイ			◆(2月~)				★(4月)	★(11月)										
インドネシア					◆(7月~)		★(3月)	★(7月)										
ブルネイ					◆(6月~)	★(8月)	★(7月)											
ASEAN全体 (AJCEP)(注)			◆(6月~)			★(4月)	★(12月)			◆(10月~)								
フィリピン		◆(2月~)			★(9月)		★(12月)											
スイス					◆(5月~)		★(2月)	★(9月)										
ベトナム					◆(1月~)		★(12月)	★(10月)										
インド					◆(1月~)					★(2月)	★(12月)							
ペルー							◆(6月~)		★(5月)	★(3月)								
豪州					◆(4月~)								★(7月)	★(11月)				
モンゴル												◆(6月~)	★(2月)	★(6月)				
TPP12												◆(7月~)	★(2月)					
TPP11																	◆(5月~)	★(3月)
EU													◆(4月~)					★(7月)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

EPA(経済連携協定)の現状(交渉中等)

◆:交渉開始

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
韓国 (注1)		◆(12月~)														
GCC (注2)				◆(9月~)												
カナダ											◆(11月~)					
コロンビア											◆(12月~)					
日中韓											◆(3月~)					
RCEP (注3)												◆(5月~)				
トルコ													◆(12月~)			
ASEAN全体 (AJCEP)										◆(10月~)						

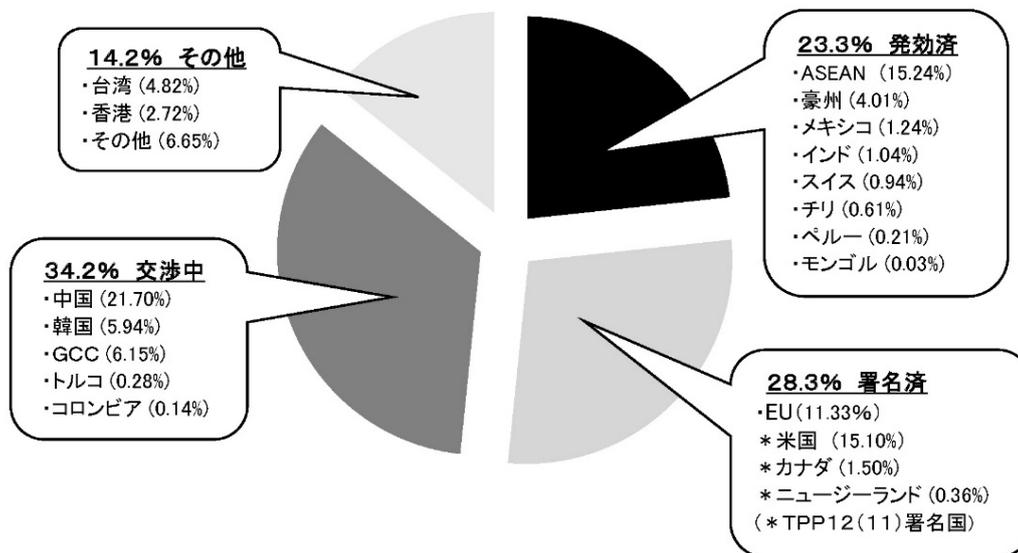
(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。

(注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。GCCとの交渉は延期中。

(注3) RCEP:東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。

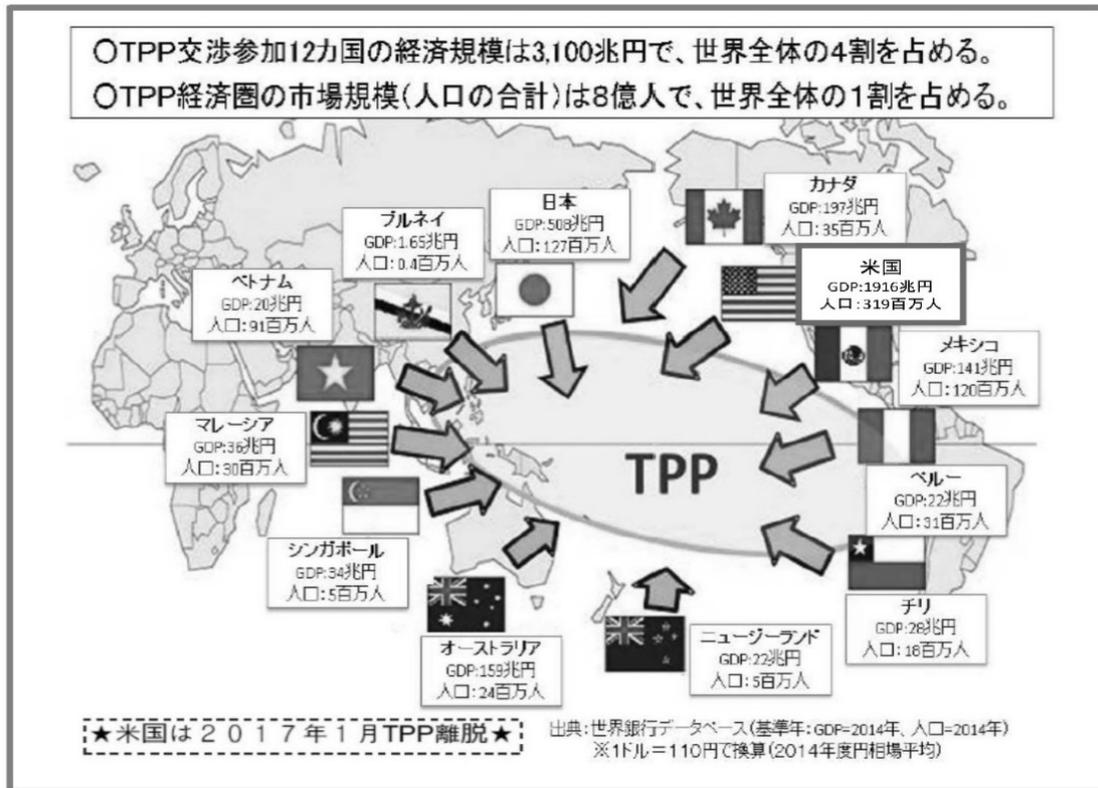


日本の貿易総額に占める国・地域の貿易総額の割合 (2018年4月)



出典：財務省貿易統計(2018年4月)、ただし、米、韓、EUについては、IMF Direction of Trade Statistics(2018年4月)

●TPPの概要



●TPPをめぐる動き

ニュージーランド政府は10月31日、メキシコ、日本、シンガポールの3か国に加え、ニュージーランド、続いてカナダ、オーストラリアも国内手続きを完了したことを寄託国であるニュージーランドに通知した。これで発効ルールに6か国が国内手続きを終えるという条件を満たし、手続き終了60日後ということから12月30日に発効となる見通し。ベトナムも10月後半からの議会審議で承認を得られており、残るのはブルネイ・ダルサラーム、チリ、マレーシア、ペルーの4か国。



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)

1

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。

TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人)増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

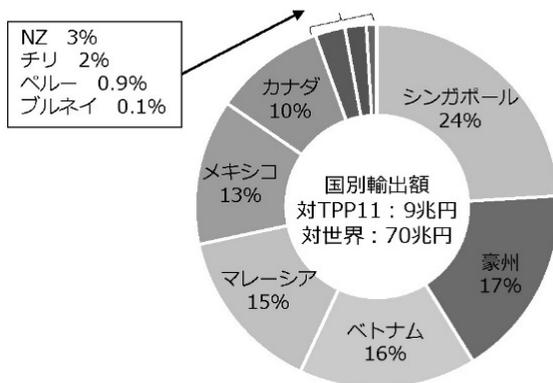
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

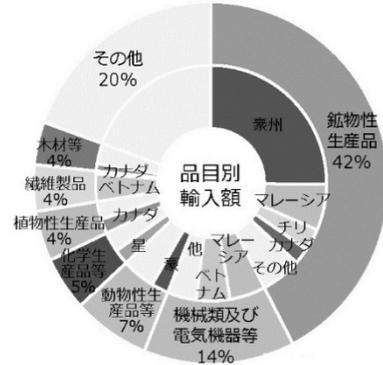
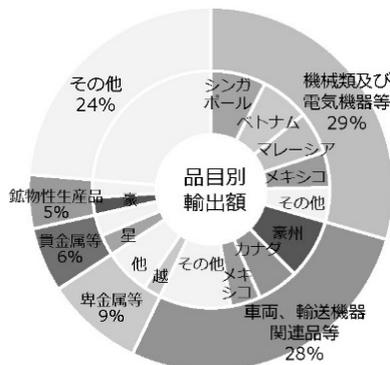
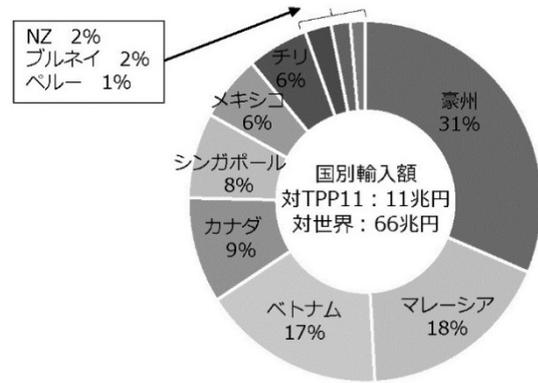
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)





2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品等	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3%等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((<u>化合繊維製オーバーコート等</u>))	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% 12

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊維(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃



⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%~13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%~25%
毛織物	即時撤廃	2.7%~25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%~8%
衣類	即時撤廃~13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%~32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3)繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。
<その他の要件>
 - ①弾性生地ルール
61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。
 - ②縫糸ルール
61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。
 - ③絹100%の着物に関するルール
着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。
※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹

100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

< 第3章 原産地規則及び原産地手続 >

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

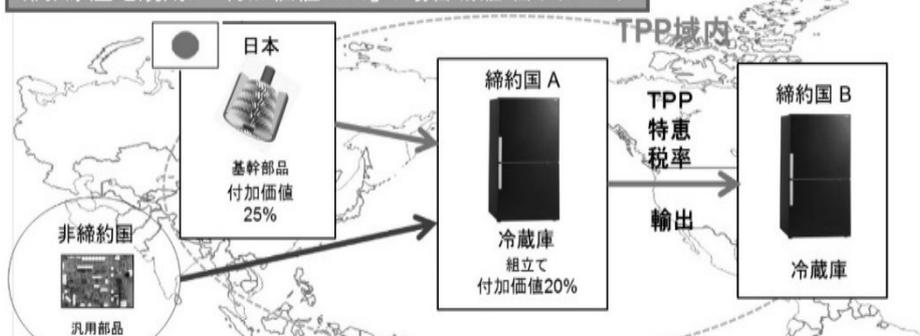
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

10月24日から開かれている臨時国会と、EU側においては12月の欧州理事会で来年早い時期での発効が見込まれる。

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：プリズベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：経産省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意

2018年7月：第25回EU首脳協議で署名

2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要(抜粋)

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%~27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2~7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%~16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%~24%、(2次)30%又は2,400~4,300円/足の高いかばん、ハンドバッグ等:2.7%~18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7~30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%~12.6%、ほか従量税 衣類:3.3~13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%~7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%

※日EU経済連携協定テキスト(和文)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html



●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）を開催。
 2017年4月：第12回交渉会合を開催。
 2018年3月：第13回交渉会合を開催。

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウインの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 調整中(次回の交渉会合の開催地は中国)。

東アジアの繊維貿易フロー（2017年）

単位：100万ドル

From	To	Value (100M USD)	% Change (vs 2007)
韓国	日本	436	▲5%
日本	韓国	1,900	▲30%
韓国	中国	482	▲17%
中国	韓国	6,001	+8%
中国	日本	2,741	▲25%
日本	中国	22,066	▲5%
ASEAN	韓国	5,032	+97%
韓国	ASEAN	5,379	+617%
ASEAN	中国	6,129	+538%
中国	ASEAN	35,161	+220%
ASEAN	日本	8,851	+274%
日本	ASEAN	1,963	+68%

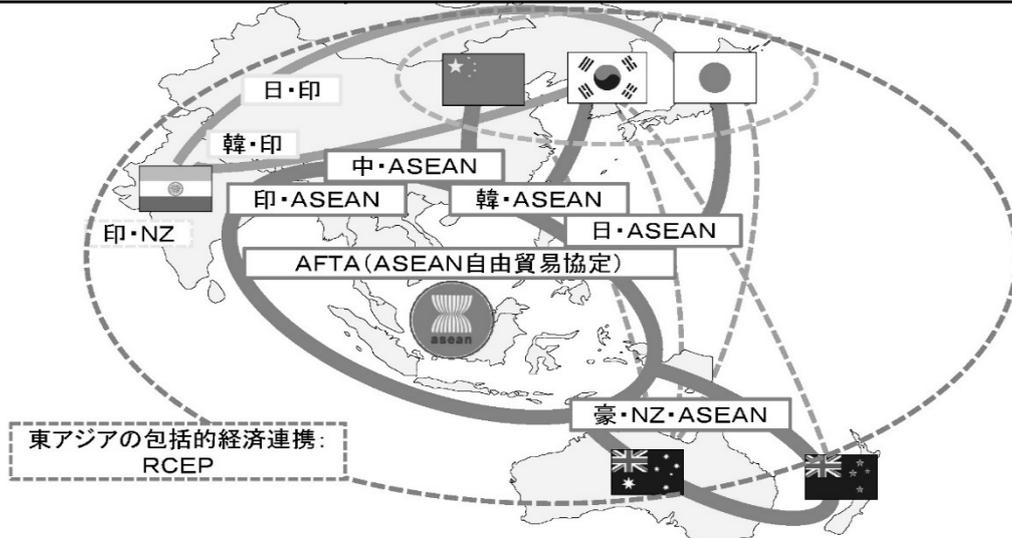
注：()は2007年との比較(%)
 輸入ベースで算出

出所：各国貿易統計

- 25 -

中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

- ・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
- ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





●日・RCEP経済連携協定について

10月13日に行われた第6回中間閣僚会議においては年内の「実質的な妥結」に向けて政治的論点について集中的な議論が行われた。18日から27日まで、ニュージーランドにおいて開催された第24回の交渉会合においては市場アクセスがまとまった。11月の閣僚会合で交渉を完了し年内の実質合意を目指す。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

1. これまでの経緯

RCEPとは、既にASEANと「個々にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。

2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。
 2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。
 2013年5月：第1回交渉会合(於：フルネイ)を開催。
 8月：第1回閣僚会合(於：フルネイ)を開催。
 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。
 2014年：第3～6回交渉会合を開催。
 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。
 2015年：第7～10回交渉会合を開催。
 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。
 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。
 2016年：第11～16回交渉会合を開催。
 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。
 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を發出。
 2017年：第17回～20回交渉会合を開催。
 9月：第5回閣僚会合(於：フィリピン)を開催。
 11月：閣僚会合(於：フィリピン)を開催。
 RCEP首脳会議(於：フィリピン)において、「RCEP交渉の首脳による共同声明」を發出。
 2018年2月：第21回交渉会合(於：インドネシア)を開催。
 2018年3月：第4回中間閣僚会合(於：シンガポール)を開催。
 7月：第5回中間閣僚会合(於：東京)を開催。

2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント

○ 交渉の原則(抄)

参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。

○ 物品貿易

交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。

3. 「RCEP交渉の首脳による共同声明」(2017年11月首脳会議) (抄)

閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示する。

4. 今後の予定

8月末 第6回閣僚会合(シンガポール)

2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)

2018年7月：第23回交渉会合(バンコク)

2018年8月：第6回閣僚会合(シンガポール)

2018年10月：第6回中間閣僚会合(シンガポール)

2018年10月：第24回交渉会合(ニュージーランド)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。

2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて  

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯	2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント
<p>2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。</p> <p>2011年11月 ~2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。</p> <p>2012年7月 : 共同研究報告書の公表。</p> <p>2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。</p> <p>2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。</p> <p>2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。</p> <p>2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。</p> <p>2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。</p> <p>2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。</p> <p>2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。</p> <p>2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。</p> <p>2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。</p> <p>2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。</p> <p>2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。</p> <p>2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。</p> <p>2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。</p> <p>2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。</p>	<p>○第3章 EPAの主要分野の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。 ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブリティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。 <p>○第5章 結論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。 ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催



●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて



○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。
 2011年3月～2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。
 2012年3月 : 共同研究報告書の公表。
 2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。
 2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブリティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブリティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

●日・トルコ経済連携協定について

日トルコEPAについて



1 これまでの経緯

2011年11月 : G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。
 2011年12月 : 訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。
 2012年7月 : 第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。
 2012年11月 : トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。
 2013年2月 : 東京で共同研究第2回会合を開催。
 2013年7月 : 共同研究報告書を公表。
 2014年1月 : 日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。
 2014年6月 : スコーピング協議。
 2014年12月 : 第1回交渉会合を開催。(於:東京)
 2015年4月 : 第2回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 2015年9月 : 第3回交渉会合を開催。(於:東京)
 2016年1月 : 第4回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 2016年6月 : 第5回交渉会合を開催。(於:東京)
 2017年1月 : 第6回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 2017年9月 : 第7回交渉会合を開催。(於:東京)
 2018年1、2月 : 第8回交渉会合を開催。(於:アンカラ)
 4月 : 第9回交渉会合を開催。(於:東京)
 6月 : 第10回交渉会合を開催。(於:アンカラ)

2 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

○日EU・EPAとの関係

両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。

○センシティブ品目の扱い

関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。

○結論

特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

3 今後の予定

調整中

2018年9月: 第11回交渉会合(東京)

●特許公開情報

2018年10月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年10月公開分)

< 10月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-165412	東レ株式会社	織物の製造方法
2	特許 6412674	住江織物株式会社	装飾材および車輛用内装材
3	特開 2018-162544	三ツ星ベルト株式会社	伝動ベルト用帆布の製造方法
4	特開 2018-162543	旭化成アドバンス株式会社 日本ゴア株式会社	耐摩耗織物
5	特開 2018-158582	ユニチカ株式会社	透明シート、該透明シートを含む防煙垂壁、及び透明シートの製造方法
6	実登 3218258	森山 裕子 (福岡県)	リン酸カルシウムの微粉粒物を担持せしめたマスク
7	特開 2018-154955	合名会社安田商店	内装織物及び内装材
8	特開 2018-154949	日本ポリプロ株式会社	ポリプロピレン繊維
9	特開 2018-154929	野村 さつ子 (三重県)	機織り方法
10	特許 6399274	株式会社村田製作所	布帛及び液吸収性物品

10月の行事

10月11日 ……第5回繊維産業技能実習事業協議会(東京・経済産業省)

10月15日 ……外国人技能実習に係る委員会(大阪・綿業会館)

10月26日 ……第123回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

11月以降の行事

11月 1~2日 ……綿工連綿's 倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)

11月 2日 ……綿スフ工連・綿工連・一般財団法人日本綿スフ機業同交会3団体について
監事監査(東京)

11月 5日 ……第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)

11月 9日 ……近畿以西事務局会議(九州産地)



- 11月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2019 S/S、JFW-Japan Creation 2019
(東京国際フォーラム)
- 11月26日……第124回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 12月 1日……綿工連綿's 倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 12月 5日……繊維産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)
- 12月11日……平成30年度第2回取引改革委員会(東京・TFTビル)
- 12月20日……第6回繊維産業技能実習事業協議会(東京・経済産業省)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

<p>JAPAN COTTON</p>  <p>Pure Cotton ピュア・コットン・マーク</p>	<p>JAPAN COTTON</p>  <p>Cotton Blend コットン・ブレンド・マーク</p>
---	--

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。

